

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 管理体制(第2条—第7条)
- 第3章 教育研修(第8条)
- 第4章 職員の責務(第9条)
- 第5章 保有個人情報の取扱い(第10条—第16条)
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等(第17条—第30条)
- 第7章 業務の委託等(第31条)
- 第8章 安全確保上の問題への対応(第32条・第33条)
- 第9章 監査及び点検の実施(第34条—第36条)
- 第10章 雑則(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第5条及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第5条の責務を果たすため、市が保有する個人情報(以下「保有個人情報」という。)の適切な管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(令5訓令第2・一部改正)

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第2条 保有個人情報の管理の総括を行うため、総括保護管理者を置き、副市長をもって充てる。

(保護管理者)

第3条 保有個人情報を取り扱う課、室等(以下「課等」という。)に、保護管理者を置き、当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

2 保護管理者は、課等における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たるとともに、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たるものとする。

(保護担当者)

第4条 保有個人情報を取り扱う課等に、保護担当者を置き、当該課等の長が指定する者をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第5条 保有個人情報の管理の状況について監査するため、監査責任者を置き、総務部長をもって充てる。

(特定個人情報取扱担当者)

第6条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う職員(以下「特定個人情報取扱担当者」という。)及びその役割を指定するものとする。

2 保護管理者は、各特定個人情報取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定するものとする。

(特定個人情報の管理体制)

第7条 総括保護管理者は、次に掲げる管理体制を整備するものとする。

(1) 特定個人情報取扱担当者がこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護管理者への報告連絡体制

(2) 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から総括保護管理者への報告連絡体制

(3) 特定個人情報を複数の課等で取り扱う場合の各課等の職務の分担体制及び責任体制

(4) 特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

(令元訓令第3・一部改正)

第3章 教育研修

第8条 保護管理者は、保有個人情報を利用する事務に従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

3 保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

第9条 職員は、番号法及び個人情報保護法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(令5訓令2・一部改正)

第5章 保有個人情報の取扱い

(複製等の制限)

第10条 保護管理者は、次に掲げる行為については、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行うものとする。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為(誤りの訂正等)

第11条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

(媒体の管理等)

第12条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠することができる保管用具(持ち運びすることができないものに限る。)、書庫、耐火金庫等で保管を行うものとする。

(廃棄等)

第13条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

(特定個人情報を取り扱う権限の制限)

第14条 保護管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報を取り扱う権限を有する職員及びその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

2 職員は、特定個人情報を取り扱う権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で当該特定個人情報を取り扱ってはならない。

(特定個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報の利用及び保管等の取扱状況について記録するものとする。

(特定個人情報の取扱区域)

第16条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずるものとする。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第17条 保護管理者は、保有個人情報(情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、[前項](#)の措置を講ずる場合は、パスワード等の管理に関する定め(その定期又は随時の見直しを含む。)をするとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 保護管理者は、[前項](#)の記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(管理者権限の設定)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

(外部からの不正アクセスの防止)

第20条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第21条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第22条 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限の範囲に限り、処理終了後は、不要となった情報を速やかに消去するものとする。

2 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、[前項](#)の規定により複製等を行った情報の消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

(暗号化)

第23条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

(入力情報の照合等)

第24条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第26条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第27条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第28条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んでではない。

(第三者の閲覧防止)

第29条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムとの通信の切断を徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器及び媒体の接続制限)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の情報漏えい等の防止のため、記録機能を有する機器及び媒体の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 業務の委託等

第31条 個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように必要な措置を講じ、契約書、協定書等には、次に掲げる事項を明記するとともに、個人情報取扱事務受託者等の組織管理体制及び業務実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。この場合において、個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において番号法に基づき市が果たすべき特定個人情報の安全管理措置と同等の措置を講ずることができるかどうかについてあらかじめ確認し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託期間又は指定期間終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約の解除、損害賠償責任その他必要な事項

(7) [前各号](#)に掲げるもののほか、個人情報の管理に関し必要な事項

2 個人情報取扱事務受託者等において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、個人情報取扱事務受託者等に[前項](#)の措置を講じさせるものとする。再委託先が更に委託を行う場合以降も同様とする。この場合において、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託を行う場合は、委託する個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断するものとする。

- 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、当該派遣労働者との契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置等)

- 第32条 職員は、保有個人情報の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保上で問題となる事案が発生した事実を知ったときは、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。
- 2 保護管理者は、[前項](#)に規定する報告を受けたときは、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセス及び不正プログラムの感染が疑われる端末等のLANケーブルを抜く等の被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
- 4 総括保護管理者は、[前項](#)に規定する報告を受けたときは、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。(公表等)

第33条 総括保護管理者は、[前条第1項](#)に規定する事案が発生した場合は、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

第34条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、[第2章](#)から[前章](#)までに規定する措置の状況を含む保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査(外部監査を含む。)を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第35条 保護管理者は、課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第36条 総括保護管理者及び保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第10章 雑則

(その他)

第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

附 則(令和元年9月19日訓令第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日訓令第2号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。